

市町村に社会福祉の理念や援助技術などの専門技術を学んでいる人が少ない。これまでの児童養護施設のイメージが社会的養護ばかりに捉われていたこともあるが、そのイメージを転換することや、学校の先生に子どもや保護者と繋ぐ役割を担っていただくなど、連携しあい助け合っていくことが必要だと感じている。子どもと家族の安全基地、いざと言うときに飛び込める、駆け込める場所をあちらこちらに作り相談できる体制作りが必要である。ハードな部分でいきなり上から設置をされても、人材などを含めてソフトな部分の質をあげていく準備ができるいなければ、相談体制などできるものではない。

地域特性をふまえた児童福祉行政としてのグランドデザイン的な枠組みや方向性などを形作っていく必要性がある。

26) 藤本勝彦 (あゆみの丘・児童福祉施設関係者)

施設側から見ればあまり目立った変化は感じられない。というのも、大阪府の場合、1994年に児童相談所が子ども家庭センターと名称を変更し、同時に児童相談所の機能をこれまでの「待ちうけ」型から「アウトリーチ」型に移行する際、新たに地域育成室という地域支援部門を設けて市町村をサポートしてきているため、目立った変化が感じられないのではないか。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

市町村自体が、もちろん変化している市町村もあるとは思うが、私に見える程度の動きが逆にないので、児童相談所も逃げる、逃げないということにならず、従前と変わらない中でやっているという印象である。確かに意識づけは少しは変化はしているかもしれないが、私のようなやや距離のある人から見るとやや変化を指摘しにくいということである。

28) 峯本耕治 (弁護士)

良い市町村と悪い市町村の差がどんどん広がっていく。上手く回っていくところは、プラス面あるが、ネットワークが機能しないままのところは、児童相談所に動かない根拠をあたえてしまうことになりかねない。

2. 4月以降市町村の子ども家庭相談体制は変化したか

1. 包括的コメント

18) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

やはり変化していると思う。行政は法律に基づいて業務を行うことを徹底しているため、法律が変われば当然業務も変わる。改正を無視するようなことはさすがにない。

2. プラスの変化

3) 柏女靈峰（淑徳大学・大学関係者）

プラスの変化としては体制整備が進みつつあることである。市町村で特に町村、また市の方でも、要保護児童対策地域協議会を設置するようになつたりし始めている。まだ数は少ないが、そういう意味では体制整備が少しずつ進んできていることはプラスの変化と考えができる。

5) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

動きは活発化している。要保護児童に積極的に関わって、そんなに難しいケースでない場合には、市町村が子どもと家庭を援助するという体制を取ろうとしていることはうかがえる。数はまだ少ないが虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会に移行しているところもあり、またそれを検討中の自治体も多い。

6) 高橋重宏（東洋大学・大学関係者）

東京都には子ども家庭支援センターがあるが、しくみができて機能している所は非常に良くなっている。たとえば三鷹市は非常にうまくやっている。

7) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

これもプラス・マイナスと単純には言いにくいが、かなり変化したところと今できることをやるしかないというところと、あまり気乗りがしないというところに分けられると思う。たとえば『全国市町村要覧平成17年版』を見てみても、市町村というのは一言に語ることができない。例えば町村を見ると、平成17年3月31日の段階で、町村で一番多い人口規模は1万人以上2万人未満で、436ある。次に多いのは5千人以上1万人未満の町村で426である。こうやって見ると、2万人以下の人口規模の町村が大半であり、1万人未満の町村も700から800近くある。1万人未満の町村で、児童家庭相談にどうやって対応するかということがある。その町村も高齢者問題や山林の管理・道路の管理まで全部をやらないといけない中で、独立した児童家庭相

談をどこまでやれるだろうか。ゆとりを持って相談体制を維持しているとは到底思えない。昨年6月の厚生労働省の調査でも、対応ができない市町村がたくさんあることがわかった。

担当職員も専任職員を置くことや、職員数を確保することは難しいだろうし、夜間休日でも宿直や日直をする担当職員を置くなどとても困難であろう。守衛さん等が電話を受けて関係者に連絡するという対応で精一杯の市町村も多い。全市町村でおしなべて一定の水準になつてはとても言えない。だが一部市町村で非常に頑張っているところはある。特に都市部で子ども家庭センターや地域子育て支援センターなど、既存の体制があるところではまだいい。しかしそういうものがまったくなくて行政機関のどこかの部署で対応しているというところは、苦労していると思う。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

各々市町村の子ども家庭相談体制のレベルで違うと思う。京都市内の場合、福祉事務所に子ども支援センターを置き、家庭児童相談室と福祉事務所の児童母子担当のソーシャルワーカーがチームを組んで、子ども相談全般と虐待部分の市町村ネットワークのレベルで虐待担当をやっていたので、改正の以前から改正の内容のものをやっていた。

組織上ほとんど変えなくても良いということになる。京都市は、①子ども支援センターに、新しい地域活動員で主に虐待対応の常勤職員を増員すること、②区役所にある保健センターに3・6か月健診の未健診の人達を主に訪問して指導する保健師を増員することになった。

仕事の幅が広くなった市町村が第一線の窓口になったことから、組織的に子育て支援センター（京都市の単独事業）を作り、福祉事務所のワーカーと家庭児童相談室ワーカーとかつ協働し合い、山科区の場合は活発に実践をやっている。常勤職員の増員を要求したが今の行政改革の中では無理であったのが、今回の改正で可能になった。

区役所に2名増員されたが、もっぱら児童問題の相談の窓口の方に、とりわけ、「虐待」と「子育て一般相談（健康診査）」という仕事に特化した形である。京都市内でも差があるが、人的な整備の増員が可能になったわけであって、システムそのものは京都市の実務機関レベルでの対応が法改正前に既にできていた。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

積極的に取り組む市町村ができている。一例を挙げると東京都は「子ども家庭支援センター」が相談にのる体制を組んでいる。なかには東京都の単独事業である「先駆型子ども家庭センター」を作り積極的に相談にのっているところもある。

足立児童相談所の所管内にある葛飾区の子ども家庭支援センターは、人事交流を行って体制強化に努めている。このような体制の変化により、月間の虐待通報件数が足立児童相談所に直

接あがってくるよりも、葛飾区への虐待通報件数のほうが多いという状況になっている。児童相談所の動きの変化とも関わるが、児童相談所全体といった場合には、大きな変化は見受けられないが個々の児童相談所をみていくといつか変化の見られる児童相談所もある（伊勢原市、鎌倉市など）。しかし、東京都すべての動きとすることではない。

11) 家常 恵（徳山大学・児童相談所関係者）

各市町村において、子ども家庭相談体制の整備について、ようやく認識されるようになったところである。予算がかかることであるから、子ども家庭福祉相談体制の整備に差がでてくることはあるだろう。考えられるやり方としては、家庭児童相談室が虐待のケースも預かっていた経験を活かし、職員の増員や研修を重ねていくことである。

泉大津市のような先駆的な取り組みをしているところから考えることも良い。市町村によって温度差がみられるが、法律的な面から、子ども家庭相談を実施すべきという認識は強くなつた。

12) 家村昭矩（市立名寄短期大学・児童相談所関係者）

市における相談体制の確立や、児童相談所との連携に向けた認識については、事前の周知の中である程度は進んだのではないだろうか。とくに、全市に配置されている家庭児童相談室の家庭相談員の意識は高まっている様である。

14) 才村 純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

今まででははじめから「児童相談所だ、児童相談所だ」と言って、児童相談所を紹介したり児童相談所に送致していたが、以前に比べると、市町村が「自分たちの地域のことはまず自分たちでやらないといけない」という当事者意識をもつようになってきている。

市町村には、法律が施行されるまでは実感としてわからない、どうして市町村に押しつけられるのかといった感情があったと思う。しかし、法律が施行されて、どうにかしないといけないという意識に変わりつつある。ただ、意識が変わっても限界があるので、それを担保するための施策（技術的支援や財政的支援など）を国のほうで整備する必要がある。

15) 木村百合（大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者）

法律に決められたので、市のほうでしないといけないという意識ができ、これまで窓口がなかったところでも窓口を作るようになったという点ではプラスの変化といえる。なぜなら、窓口を設置し担当者を配置したことで、担当者は児童相談に関する何らかの「仕事」をしないといけなくなるためである。また、相談の体制作りが行われていることもプラスの変化である。

また、市の中での情報の共有などのネットワークができるため、関係調整がやりやすくなつた。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

児童相談については、障害児を市町のレベルで、きちつとみていかなければならぬということがこれまでの行政の流れのなかに定着しているので、それなりにどこも取り組んでいる。市には100%家庭児童相談室があり、家庭相談員がいる。県の家庭児童相談室があり、それが町を管轄してきた。虐待防止ネットワークの組織率も100%だった。合併の影響で立ち上げが若干遅れているところもあるが、ネットワーク自体はやらないといけないということで、かなり組織率が高かった。どこの市町も改めて言われなくともやってきたということである。これは滋賀県の特殊性だと思う。

むしろこれまでの取り組みをどう再構成していくのかと言うことが、滋賀県とくに市町にとっての課題であろう。市町の子ども家庭相談体制は変化した、というより変化を目指しているという状況にある。市町レベルで体制を整えるところが出てきた。合併によって市になったところは、新たに体制をつくるので、新しい考えを取り入れやすい。従来のところでも、ネットワークがしっかりと動いている市では、課体制にもっていっている。家庭児童相談室を「子ども家庭相談室」という形にして、児童家庭課と横並びで独立させて室長を設けたり課にしたりして、責任体制をはっきりさせるようなところがある。町の場合は「福祉保健課」のような形で一括して対応しているところが多い。既存の体制のままで支障がないので、新たに課や係ができたという話は聞かないが、これからだと思う。

これまでの障害者の取り組みで一番大きかったのは、市に心理職が設置されたことである。町のレベルで雇えなかつたら郡の単位で療育教室に常勤の心理職、保育士がいる。滋賀県の市は児童相談のための心理職も必要になつたら雇用されていくのではないだろうか。そのようになれば児童相談所との役割分担が明確になっていくのではないかと考える。

滋賀県内の家庭相談員はソーシャルワークや心理をベースにして相手の話を聞いていこうという人たちが大半である。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

ヒヤリング項目1とも関連していることではあるが、形としては整えようとしており、体制は変化してきている。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

今まででは、虐待といえば児童相談所にとにかく通告していればそれで責任完了というところがあつたように思う。しかしそうではないということを都道府県も口を酸っぱくして言っているし、市民のことには市がそれなりに何らかの形できちんと関わらなければならぬと、前向

きに受け止めてくれているところは多いと思う。ただ、具体的にそのために組織を作った、人を雇ったというのはそんなに多くはないだろう。現有の勢力をいかにふりわけるかということである。そのなかでこれは自分のところでは努力しても当面は難しいということがあれば、引き続き県のほう、児童相談所のほうにお願いしたいということは当然出てくる。そのことについて、きちんと児童相談所は児童相談所で内部的に業務を検討したうえで、これは市町村のほうへと判断し、市町村は市町村で内部的に検討したうえで、これは児童相談所のほうへという判断をするという、その作業をやっていく必要がある。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

阪神地域 6 市 1 町ある市町村の子ども家庭相談体制についても、プラスの変化はほとんど見られない。各市町で子どもの相談窓口を組織変更し、総合窓口化したところは 3 ~ 4 か所である。しかし、家庭児童相談室を協力にバックアップする体制ができたかというとそうでもないのが現状である。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

プラスの面はあるとは思う。クライエントに対して親身に対応しようとする雰囲気が生まれた。

精神保健との連携を感じる。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

私は特に市町村で直接的に接しているのは、三重県の志摩市である。志摩市はとても一生懸命やっているところであり、コーディネートしている人がしっかりとしている。もともと 4 町か 5 町だったのが、市になった経過があるにもかかわらず、そのまま一気に要保護児童対策地域協議会まで立ち上げた。合併があると普通落ち着いてからということになるのだが。たぶん、根拠というか動きやすさがあるのだろうということは横で見ていて感じた。何が違うのかというと関係者と関わるときに連携している場合や、前に比べるとやりやすくなっているというのはあるのだろうな、と横で見ていてそう思う。志摩市というのは全国の市町村では非常に突出したところだと思うので、厚生労働省の研究会の感じでは、西宮でも担当者を置いたということを聞いている。担当者を置くようなところなど、今まで何もなかったところから、置くようになったというのは一応の変化である。しかし、おかげでいる担当者は、福祉分野から来ている人であるかもしれないが、ソーシャルワーカーとしてきているわけではないので、今から勉強しなければいけないということであった。担当者は一人か二人であると思うが、児童相談だけを受けているという訳ではなくて、保育のことや或いは保健のこともやっておられると思う。プラスという意味では、ともかく私の接している範囲で担当者を置いているところもあるし、今までやってきたところやより力強くなったということはあるだろうなという。

とりあえず、市の窓口にいければ何とか他のところにつないでくれるという体制ができたことは評価すべきだろう。窓口担当者の実力が必要となるところであるが。

28) 峰本耕治 (弁護士)

少なくとも何かしなければならないと考えている市町村は子ども家庭相談体制のところで専門職配置がはじまっている。吹田市（大阪府）では、今年から「こども政策室」と改称して、非常勤だが、専門職が1名配置された。今まででは、虐待防止ネットワークの事務局の担当課であったが、専門職がいなかつたため、最初の基本的なアセスメントをそこで担えなかつた。保育所のケースについては、保育課にいる次長等、専門性の高い保育士で、ケース会議が必要かどうかを判断したり、保健センターでは、主査などの、保健センターのスーパーバイザー的な存在の人が、アセスメントを必ずしたり、ルールを決めて役割分担していた。それが、専門職が配置されたことで、そこにすべてを集約し、軽微なケースについてはその専門職が単独で、また、その人と児童相談所のソーシャルワーカー、保健センターの責任者の三者で構成されている調整会議において、最初のアセスメントを行い、その上で、担当機関や責任者を決めて経過観察を行ったり、その専門職の方のコーディネートでケース会議を開催するなど対応が可能となり、たいへん効率的に楽になった。その専門職である相談員の方は、社会福祉士で、もともと児童相談所にも家庭児童相談室にもいた、優秀な方で、この方がいるだけで、全然違う。

その一例として、保健センターでは、各保健師さんが、ネットワークの中には上げてこないものの、心配に感じていたケースが約70件あり、そういうケースの洗い直しを現在行っている。相談員がスクリーニングをし、心配なケースを、月に1回あるネットワーク会議の実務者会議に何件かずつ上げ、経過観察か、ケース会議かを決定し、その後、相談員が連絡、調整して、ケース会議が開かれたりする。

また、これまでには、福祉と教育が完全に分断されており、保育所のレベルでは、保健師、保育士がケアの視点、福祉的な視点で見守っていたものの、小学校に上がると、そこで分断され、全く福祉の視点が無くなってしまっていた。ある意味、もともとしんどくなることがはっきりしている子どもたちが、その情報やケアの視点・プランが全く引き継がれないまま小学校に上がっているというのが現実であり、入学後の追いかけも全然されていなかった。今は、ネットワークの実務者会議に教育委員会も参加、保健センターから小学校に上げたときに、そのままになってしまっているケース、もともと保健センターで心配だと思って関わっていたケースについて、学校でどうなっているかというのを検証している。具体的にいうと、保健センターで関わっていた小学校1年、2年になっている子どもたちを実務者会議に上げ、教育委員会が、この子どもたちがどんな状況になっているのかを学校から聞く。すると、問題を抱えている子と重なったりする。その問題も、子どもの発育と、家庭の両方の問題があり、ほとんど重なってきてている。そのような子どもは、上手く引き継ぎがなされていなかったりすることが多い。事実上、入学のときに、何かのきっかけで保育所から、学校の先生に引き継ぎがされているこ

はあるが、ケース会議までは行われていないため、保健センターや保育所で心配を伴った子どもについては、学校に入学する段階で、ケース会議をもって、引き継ぎをしていくシステムを構築する必要があるだろう。能力のある専門職が配置されると、こういうことも可能となり、教育と福祉の連携体制ができていくことと思われる。

大阪府の北摂地域の中では、摂津市以外の市には家庭児童相談室がなく、相談やコーディネートするワーカーもない状況にある。吹田市は、子育て支援サービスは充実し、保育所や保健師のレベルは高いものの、結局コーディネートする人がいなかったのだが、非常勤であっても、核となる人ことができた。今後、相談員については、増員の方向に向けて行政に働きかけをしていきたいと思う。高槻市や茨木市でも、専門職採用や家庭児童相談室の設置が始まっていると聞いている。

吹田市では虐待防止ネットワークの12月末の代表者会議で、今のネットワーク会議をそのまま主要保護児童対策地域協議会に移行する、という地域協議会設立への要綱案を作っている。代表者会議で承認されれば、1月からは、虐待対応が中心になるが、ネットワーク会議＝地域協議会ということで位置づけられることになる。地域協議会になれば個人情報の問題に関しても、市町村への情報の集約や教育・福祉の連携についても基本的にクリアできると思う。

3.マイナスの変化

3) 柏女靈峰（淑徳大学・大学関係者）

マイナスの変化としては（マイナスといっていいかのどうか分からぬが）、市町村による地域差や意識差がものすごくあるということである。「やろう」というところと、「やれないよ」というところと。これは、権限を県に残してしまったわけだから、何もしなくても良いわけである。つまり一時保護の権限も、入所措置の権限もない。今回法定化されたのは、相談を受けるだけである。相談を受けて後どうするかは市町村が決められるので、全部児童相談所に通告してもいいわけある。それで行政事務としては何の問題もないわけであるから、それでよいと思っているところと、自分のところでできる部分はやろうとしている市町村とでは大きな格差がでできている。

5) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

真剣に要保護児童問題に取り組もうとすればするほど、専門的に関われる人がいない。そのための人材が追いついていないという現状がある。どのような専門性が必要であり、どのケースを児童相談所に持つて行き、どのケースを市町村で対応するのかというケースの判別システムや、リスクアセスメントなどを行うような道具が必要である。

現状では家族と子どもの両方への援助の難しさを児童相談所が抱えているが、それをそのま

ま市町村が抱え込むことになる。子どもを強引に引き取りに来る親などの難しい親のケースを、市町村が対応できるのかという問題はある。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

必ずしも全ての市町村がうまくいっているわけではなく、市町村によって非常に格差ができるといふのが大きな特徴ではないだろうか。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

今までより後退したという意味でのマイナスはあまりないと思うが、大多数の市町村では法律が想定するようにはやれていない。できる状態にないという意味でのマイナスなら、圧倒的にこっちの方が多いと思う。プラスはそんなに多くはない。先ほどの厚生労働省の調査は6月時点であるが、10月ぐらいの調査があればもう少し詳しくわかると思う。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

区役所レベルでの児童相談に関する姿勢が違う。どの区に住むかによって相談の受け入れて体制が違う。考え方によっては地方自治というものに不可避な差違であるが、京都市も大阪市と同様で、区行政レベルのサービス水準の格差が益々広がっているように思う。役所がどの程度に地域の福祉水準を保障するかであるかがポイントである。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

「動かないという変化」もある。相変わらず専用の電話回線や個別に相談できるスペースのない市町村もある。町村は家庭児童相談室をもたないので、職員にも戸惑いがある。

神奈川県の寒川町は民間の相談機関に委託している。行政が関わる部分では民間と行政とが連携をとっているところもある。しかし、相談機関との連携については不安な点もある。十分に全市町村が体制を組めていないという「動かない変化」というマイナス変化がある。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

児童福祉法改正により、市町村に子ども家庭福祉の責任がかかるようになってはいるが、よく考えて実行できる市町村もある一方、そうではない市町村も当然存在しているだろう。

現在、家庭児童相談室は様々な相談を受けているが、虐待だけに特化してしまう恐れがある。他の子ども家庭相談を軽くみてしまうことが心配である。虐待が大きくクローズアップされることで、非行少年問題等は薄れてしまっている。社会的にも児童虐待事件が非常に大きな問題ではあるが、非行少年の指導も大事であることを考えるべきである。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

町村ではあまりに唐突との印象はぬぐいきれず、市と町村格差の拡大、また町村での格差の拡大がとても懸念される。

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

一義的窓口といわれても専門職がいるわけではなく、それを受けとめられるだけの体制もない
ので、何をすればいいのかわからず、とまどっている市町村もまだ多くある。

法律では市町村で一義的に受けとめるということになったが、受けとめられるだけの体制が
整備されていないなかで、かなりの混乱、当惑が市町村にあるのではないだろうか。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

市によっては窓口担当者を決めただけでその担当者をスーパーバイズする人がおらず担当者
だけが抱え込んでしまいしんどい状態になるというように、体制ができていないところもある。
市町村のネットワークでは、調整役が、同じ市の中の職員になることが多く、役割分担などに
ついてシビアに、強くいえないということも起こりうる。市職員は、児童相談所のような客観
的な立場ではなく、同じ市の中に入り込んでいる人であるため連携がしやすい反面対立するこ
とが難しくなる。以上、変化の上での課題はあるが管内でみるとマイナスの変化があるとこ
ろはない。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

市町村に対して、そちらで一時的に受けて判断しろというプレッシャーを児童相談所がかけ
るので関係がギクシャクするというところが若干あるかもしれない。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

体制においては、マイナス面は特に無い。ただし、中身に関して考察すると不十分な点は見
受けられる。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

それほど聞くわけではない。いくつか聞くことがあるのは、今まで最終的な判断や措置に
関しては児童相談所に全面的にやってもらうという枠組みの中で、市町村としては柔軟に動く
あるいは迅速に動くというようにうまく関係が取れていた。市町村が動かなければならぬと
いう法律上一定の責任が生じてきたことにより、かえって慎重になってしまふようだ。つまり、
柔軟で迅速な行動に対して一定の責任を伴うということで慎重になりがちということを聞く場

合がある。発言に責任が問われると慎重になるのは当然である。ただ、責任を自覚しつつ、周囲からの期待にいかに応えていくか、そして説明責任を果たしていくかということは必要である。責任がなければできるけれども、責任が生じるとできないというのはおかしい。

21) 喜多一憲 (名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者)

マイナスの変化ではないが、虐待の発生予防に関しては、監視や疑いの目で逆に問題が潜在化してしまう恐れがある。市町村の姿勢が虐待防止のみの体制ではなく、基本的な児童福祉を行っていくべきである。市町村がどれだけ考えているのかは分からぬ。

市町村の体制はより変わりつつあるということであるが、実体的には、4月から発足しても様々な問題を抱えると思う。まだ財政的な部分と専門性が備わっていない。未だに、家庭児童相談室も非常勤が多い現状であり、愛知県は児童家庭支援センターを設置しないことになっている。しかし、児童養護施設の方もニーズに応えないといけない立場であって、N P O 単体を立ち上げ支援している。基本的に行政とは違う方向であるが、子育て支援のためのネットを作っていたこともあり、社会福祉協議会に位置したものを今度の要保護児童対策地域協議会に発展させる構想が昨年12月に出てきた。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

マイナスの変化は、市町村への相談件数が増加していることである。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

プラスの面はあるとは思うが、専門の援助技術の不足など市町村の体制はまだできていない。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

元がないわけだから、マイナスはない。法改正によって市町村の相談体制が悪くなっているということはもともとがないわけだからそれはない。やっているところはやりやすくなっていると思う。少しも動きがなく、今もないところもたくさんあると思う。

28) 峯本耕治 (弁護士)

たとえば、吹田市の家庭相談体制に関しては、マイナスの変化は特になし。しかし、十分機能するためには、職員一人では無理があり、調整会議や連絡会議のことを考えると、少なくとも3人は専門職が必要だと思う。しかし、市町村には、それにかける十分な予算がないし、アセスメントやコーディネートできるような、本当の意味での専門性をもった人が十分にはいない。ここで求められている子ども家庭相談体制とは、児童相談所が担ってきた役割の一部を担って、アセスメント、プランニングの双方をコーディネートする役割を担うということであり、それができる人は非常に限られている。ポジションとしてしっかりしたものでないと、市のキ

ヤリアのシステムの中で力を発揮するというのは難しく、厳しいものがあると思う。やはり、非常勤というのは問題だと思う。

4. 全体としての評価

1) 綱野武博（上智大学・大学関係者）

この設問もまだ法改正があつて時間が経っていないため、どんなプラス面があつて、どのようなマイナス点があるのかは判断するのは時期尚早である。都道府県指定都市と市町村の児童相談体制は当然関係が深まることが期待されるであろう。指導という形がいいのか、コンサルタント的な形がいいのかは分からぬ。将来調査をすると、関係が深まつたという結果が出ることを予想するし、期待したい。

児童相談所の動きの変化とともに、市町村の動きを敏感に見ていく必要がある。法律改正によりどの部分で市町村を活用するかの検討も始まっている。引きこもりや不登校、あるいは保健などは今後の方向性を考えると、ほぼ市町村が担っていくと考えている。制度上は、プライマリーガイダンスは市町村に移行されたと思っていい。しかし、それを受け止める市町村の体制はまだまだ不備だと思われるため、現状では都道府県の対応が必要である。

特に、障害者福祉の関係では、市町村レベルで強化がなされており、児童相談所の心身障害関係がそこへ移行するような準備段階に入るいいチャンスとなる機会であろう。法改正議論の中で、批判的に言われてきたことを今後どのように対応していくのかが課題である。市町村の児童相談体制がどの程度現実的に立ち上がっているのかを考えると、まだまだ土壤はでき上がっているとは言えないのではないか。ずいぶん、国も通知したし、都道府県や指定都市も対応を取ってきたが、介護保険等の高齢者対策を始めとして、市町村に課せられているウェートは大きく、児童相談体制の充実について市町村の腰が重いのではないだろうか。

市町村の児童相談体制を強化していくためには、制度上から考えても、社会福祉士の採用は不可欠である。歴史的には、家庭児童相談室なども学校の教員OBを入れ、相談体制の基盤を埋めてきた経緯がある。しかし、現在では、相当なソーシャルワーク、さらには児童相談の原理などの専門性を深く踏まえて動く必要がある。一つは、児童相談所の職員の中に市町村連携を担うスーパーバイザーのような人たちを配置して、児童相談体制の現任訓練、養成を協力しながら広げていく、あるいは地元の大学、専門校と連携して、市町村の人事協力体制システムを構築する必要がある。財政上の問題もあるが、連携を進める中で、これまで児童相談所が培ってきた専門性を伝え、意識改革、行動改革を進めていく必要がある。

現状は、職員を置いてはいるものの、専門職ではなく一般職が置かれている。今後、財政的に厳しいのはわかるが、福祉職の配置が進められる必要がある。現状でも教育職を始め、専門職として採用されている職種もある。福祉職も同じような価値に引き上げられねばならない。

そうでなければ児童相談所への依存体制はずっと続いてしまう可能性がある。市町村の努力も必要だが、都道府県がそのような芽を広げる必要がある。過去の例を挙げると、都道府県から政令指定都市に児童相談所が委譲されるにあたり、職員が派遣されてきた。都道府県の中に、コンサルタントやスーパーバイザーを置くのに加え、人事交流などが必要であろう。所属を市町村に移したり、2年間とか時限を限ったりなど人事交流をする必要がある。将来に向けて長期的な視野で人材やシステムを育成しなければ、5年たっても窓口が市役所の他の部署と一緒にになっていたり、あるいは一般職の人事異動の流れに乗せられてしまう懸念もある。今のところはどうにもうまく動かなくなって、児童相談所が動かざるおえないことも多いのではないか。

3) 柏女靈峰（淑徳大学・大学関係者）

全体としての評価としては、やらないよりはやったほうがもちろんいいし、進んできているが、改革の助走ではあるが、それに伴う権限を都道府県に温存したので、そのことが影響して歩みは遅いと考えられる。

4) 加藤 曜子（流通科学大学・大学関係者）

多くの市町村が児童相談体制がまだ取れていないというのか、体制づくりの最中だと思う。児童相談を受けた市町村の場合、専門職であってもなくても家児童相談所が「通告も相談も受けます」という状態でパンクしそうな状況もある。仕事量の問題とか、体制の分担とか、どういう形で連携していくのか等の点は検討していく必要がある。

改正児童福祉法が動き出してまだ1年たたないため、評価については何ともいえないのが正直なところである。10年単位で見ないと評価しにくいし、制度の成熟には5年、10年かかるといわれている。

たとえば、児童虐待防止ネットの代表者会議にててみると、みんな何かやりたい、やらなければいけないと思っているが、システムの中で自分が何処に位置しているのかということを理解しないと機能していかない。ネットワーク自体がどういう位置にいるのか、市の中でどういう位置づけなのかがまだ認識されていない。それは半年やそこらができるもではなくて、5年、10年単位で見てくださいといいたい。

ただ現実は、5年ぐらいで転勤があるため、実際は3年くらいでの様子を見ていかないといけない。3年、5年、10年のスパンで相談体制を見直していく必要がある。

たとえば、オレゴン州の多職種間チームでは制度が整うまでに20年ぐらいはかかっていた。今では児童相談所と警察と保健センターと病院とでチームを組んで、困難事例に対応したり、アセスメントや訓練をしている。地域の中で組織立って活動ができるまでには時間がかかる。また職員も研修により専門性を向上させたり、研修で共通の虐待認識を持つことが大切であることを教えている。

今後の課題は、市町村の課題は専門性が何処まで担保されていくのかという点にある。転勤

があったら、あの職員の時は良かったけど、今度の職員は駄目だったということになる。そうならないためにどのように養成していくかという視点が必要である。

体制づくりを強化するのであれば、保健師、保育士や町村の社会教育に携わっている人たちが一緒になって、主任児童委員共々取り組んでいくことが大切だと思う。

自分たちの市町村内で対応しないといけないという意識はずいぶん高まってきたと思う。ただ行政内では混乱していることは確かで、絶対にこれがいいという方法はないため地域によって試行錯誤しながらその地域に合ったシステム作りが課題である。

大きなマイナス面としては、これまでの体制が良かったのに、突然変化したためにどうやっていいのか分からぬといふことで、組織の上司たちの理解がもう一つ進まないままに指示されて動かされているという感が確かにあり、今までの既存のシステムで良かったのにという不満もある。しかし、それは変革のための不満であって、いずれプラスになっていくという風に考えていくべきである。やはりある程度のスパンで見ていかないと評価しにくい。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

神奈川県や東京都を見てみると、実績のある所はわりとそこを使ってやっている。たとえば東京においては子ども家庭支援センターとして実績をあげている所はうまくいっており、その代表が三鷹市の子ども家庭支援センターである。しかしそれは改正以前からのことである。

児童相談所(都道府県、政令指定都市)として市区町村に指導を行うが、最終的には市区町村がどこまできちんとできるかにかかるてくる。特に町村においてはさらなる対応の遅れが予想される。なぜならば、町村においては子どもの数が少なく高齢化が顕著であるため、高齢者向けの政策のほうが大きな事業となっているからである。そういう面において、市町村の体制において、変化している所とそうでない所との差が非常に顕著になっているのではないだろうか。

東京都にしろ神奈川県にしろ、所管課が各市町村に働きかけを行なっているという点ではプラスの変化であるといえよう。しかし結果的にそれに応じている所と応じきれていない所とがでてきており、評価は難しい。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

児童家庭相談が日本全国の市町村でくまなくやれているかというと、とてもやれていない。やっていないのが怠慢ということではなくて、できる状態はない。市町村は市町村の実情、市町村規模によってできることがまるで違うが、今回の法改正はそれらを考慮していないものである。おまけに職員や施設の予算を組んでいない。つまり率直に言えばよほど力のある市町村ならできるが、そうでない市町村だとできないということである。今年の国の予算案など見ても市町村の子ども家庭相談体制に対して予算をつぎ込むというのは全然見えてこない。

それと要保護児童対策地域協議会は多様な社会資源関係の代表者が集まってネットワークを作つてやるということで、考え方としては非常にいいと思う。ただネットワーク論にはそれぞ

れの拠点の人が十分に機能できる体制や専門性をもっている必要があるという、もうひとつのポイントがある。児童家庭相談についての地域協議会にいろんな人が出てくるが、全国的に見ると、どれひとつをとっても子ども家庭相談をきちんとできる体制はない。その人たちが集まって一体何をやるのかという部分がある。法律そのものが拠点なしのネットワークだけの制度設計なので、制度設計がうまくいっていないと思う。もっとも拠点をつくるとなると大変な財源が必要となるのでその意味では（財源節約）、合理的制度設計かも知れない。

また児童相談所・市町村の機能、権限の分有を法整備の観点から検討する必要がある。今回の児童福祉法改正で、市町村はいかなる権限をもったのか。単なる街角の相談機関ではなく、家族が子どもの保護に十分対処できない状況にある子どもと家庭の実体的な福祉を守るという役割をもつただから、法的権限の問題を一切検討しなくてもいいのかという疑問である。第10条で調査・指導とあるが、それをいかなる権限に基づいて実施するのかというのがはっきりしていない。「通告児童等に対する措置」（第25条の7）も、児童相談所への送致が中心である。結局困ったら児童相談所へという形になる。この法律の仕組みでいく限りでは市町村は児童相談所に頼るしかなく、市町村の体制は大きく変化しようがない。都道府県によっては、例えば「子ども家庭支援センター」などに権限を事実上委譲しているところもある。そういうところは今回の法改正が、これまで積み上げてきたものを生かすいい機会かもしれない。現場の方にしたらこれまでやってきたことに追い風が吹いたという意味でプラスの変化が期待できるだろう。しかしやれる体制が整っていない市町村にすればマイナスの変化であるといえる。全体としては法律が予想したところから見れば、非常に不十分な状態ではあるがやれる条件をつけていないのだからやむをえないという結論である。

今回の法改正で市町村児童家庭相談の事務局担当者に負担が集中することが考えられるが、それを裏付ける国からの予算措置が見込めない。しかし市町村は住民の生活と安全を保障するという大事な仕事があるので、やれるだけやりなさいというのが国の姿勢であるだろう。前年度の地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究調査報告書では、市町村担当者の今回の法改正に7割が反対の意向を示しており、逆に都道府県担当者は大半が賛成の意向を表明していることが書かれていたと思うが、財源が厳しい状況にある都道府県にとっては市町村に任せたいと思うのは当然のことである。しかし市町村にとっては予算措置もとられていないので負担が増すばかりであり、賛成できないことであろう。

人口規模の小さい市町村では、例えば、児童人口260人、毎年の出生児数が20人弱というような市町村がある。このような子どもの顔がほとんどわかるというような市町村で、要保護児童対策地域協議会をどうやって開催するのかという問題がある。ケースにあがってきた子どもや家庭のことが、その町村の住民に周知のこととなってしまう。協議会の構成員も小さい町なので限られてくるし、その町の主な人全員に家庭の事情がすべて知られてしまう。これがいいことなのか悪いことなのかはわからないが、個人情報保護法との関係から見ても、要保護児童対策地域協議会が極限まで地域化してしまうことは問題があると思う。非行や虐待の相談をす

るにしても相手が顔見知りの可能性があると、相談に行きにくくなるだろうということは懸念している。このような市町村の事情も考慮した制度設計が必要である。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

京都市全体での評価として述べる。

福祉事務所の児童母子担当ワーカーは一般公務員採用ですが、保育所入所・DV・一般業務がほとんどであり、ソーシャルワークをやらないといけないことについて、抵抗がある区も結構出てる。法改正の影響で専門職採用の話があると思ってたが、あまり出てない。今回の人員増は嘱託レベルで専門的な人を入れることであって、本来は一般公務員のところに力を入れ、専門職採用を図るべきである。全体として区役所中の子ども支援センターと保健所に一名ずつの増員によって、多少は区役所レベルにおいて地域に出向く予防的な活動もできるだろうと予想する。

法改正で2名増員したことは評価できる。財源の問題になると児童相談所からではできないし、職員が少なかったから事務しかできなかつたからと言ってたが、市の方でも、ソーシャルワークの仕事をやらねばならぬことになったのは、良い意味でも悪い意味でも区役所レベルの職員にインパクトは与えたと思う。

9) 西澤 哲 (大阪大学・大学関係者)

市町村も虐待に対しての視点をもつようになった。意識化できたので虐待に関してはまったく感知していなかったところが動きはじめた。家庭児童相談室の体制があって、福祉専門職を配置しているところでは、研修などで児童相談所との関係の取り方が変わってきた。場合によっては市町村の連合体で組織をもつことなどを考えざるを得ないかもしれない。

児童相談所が虐待の専門機関に特化していく選択肢が一番良い。市町村は虐待対応よりは子どもと家庭の対応である子育て支援に力を入れるべきである。児童相談所は虐待特化が望ましい。法改正後、市町村の動きの中でも私の考えが変わるような資料は今のところ挙がっていない。市町村がケースに絡むようになって死亡事例がもしかしたら発生しているかもしれない。市町村側もどう対応すれば良いのかわからず、長い間抱えて死亡に至ったケースもある。

全体の評価としては、市町村が子育て支援に特化し、児童相談所は児童虐待に特化するよう仕分けの方に向かうべきであると判断している。まず児童相談所がケースの対応が全部できなかつた事実があり、現在市町村に相談体制を起こしていく実態が過渡期の困難である。それで市町村に目を向けたことが結局うまくは進まずに、最終的には方向付けが変わるだろうと思う。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

現在は、住民の周知が進んでいない。今後、実績が積み重ねられ、口コミで広がれば大きな動きとなり、評価できる。今のところ、大きな変化は起きていない。

11) 家常 恵（徳山大学・児童相談所関係者）

実際に子ども家庭相談体制を完備しているところは少ないと思う。大阪府の中でも市町村によっては、府の援助を求めているところもある。また、様々な面においてわからなくて困っているところもある。大阪府の中でも、市町村に対する支援に関する意見がわかかれているし、現在は議論のレベルにとどまっている。

市町村行政の予算面においても、子どもの福祉に予算をかけることができるところがどのくらい存在するかが問題になる。目にみえる課題の多くある老人福祉の方に予算をとられており、子どもの福祉の方にお金を支援することは簡単ではない。保育所は別として、老人と障害の方が予算的に多く、実際に子どもの福祉の予算は少ないので現実である。

子どもと家庭の問題が頻発している状況ではあるが、子どもの福祉に対する支援ができる政治家も少ないし、それにつれ応援団も少ない。子育て支援に関しては、保育サービスとして活発に行われているが、思春期、青年期の対応策はまだ不十分で、問題も多い。

12) 家村昭矩（市立名寄短期大学・児童相談所関係者）

市レベルに関しては、相談体制の充実強化がなされる好機となり極めて評価すべき状況が見られる。しかし、専門性の蓄積のない、また、小規模の町村にあっては、第一義的に相談に応じることに困惑気味である。とりわけ、本年度は当面する町村合併問題について目途が着いた時点で取り組もうとしている町村も多く見られる。

実際、町村では、従来各種の相談の窓口（経由機関）として動き、また保健師を中心とした発達相談など子育てに関する相談を実施してきており、改めて組織整備の必要性などを認識しておらず、全体的に消極的な受け止め方をしている状況にあるのではないか。

13) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

市町村は少しずつ変わっている。ほとんど動きのない市町村もあり、変わり方は様々なので一様には言えない。たしかに人口が少なく、出生が年間数人というところなどでは、児童相談を専門的に立ち上げる必要性を感じているとは思えない。それぞれの市町村の実情は違うが、市部ではそれなりにやらなければならないという意識は持っていると感じる。J市では家庭相談員を1名増やしたし、Y市ではこれまで非常勤職員2名で対応していたところを、1名は常勤職員にして体制の充実をはかった。常勤職員だと夜間対応も可能になる。もちろん、退院した後、携帯を持って緊急的な連絡を受けるというような態勢だが、非常勤職員だとそれもできない。他の市でも一生懸命やらないといけない、24時間体制を取らないといけないという

意識はあるのだが、それを実現する体制が整っていない。市町村によっては全然見えてこないところもある。

いずれにせよ、まだまだこれからだし、「十分です」という体制ができているところはないが、法改正によってベクトルとしてはやる方向に向いていると思う。それぞれの市で体制強化しようとしている。取り組みは始まっていると言ってよい。

なお、宇治児童相談所管内の各市で言えば、子ども家庭相談は家庭児童相談室が第一義的に担うのかというと、J市・Y市は家庭児童相談室、U市は子育て支援基幹センターといった具合で、必ずしも同一歩調とは言えないようである。

市町村では、「これが虐待通告といえるのか」というものも含めて、今まで児童相談所では手が届かなかったところまで把握しているという例もあり、相談ニードを拾える範囲は広がっているかもしれない。

市町村の格差に関して言えば、管内4市での違いもあるが、やはり市部と町村部での差のほうが大きいと思う。市には何と言っても家庭児童相談室があるので、枠組みはある。町村部では担当者自体があまりはつきりしていない。研修ではまず法改正の内容等を説明し、市町村が相談を受けなければならぬということを繰り返し説明しているが、そもそも相談とはどういうものなのかということから始めなければならないような状況である。こうしたことも理解してもらいたいながら、町村部では、まず相談窓口の体制作りを重点的にやってもらうという段階である。市部では相談を担う家庭相談員などの研修という内容になっていくのかと思う。

ただし、市町村児童家庭相談援助指針や児童相談所運営指針を見ると、「市町村の体制によるから、当面はやれるところまで」というような書き方になっているので、体制が取れていなければ児童相談所に任せることが現実的な選択となる。この部分がこの法律の弱いところだと思う。要するに、法改正の中味を具体化するだけでなく、できるだけいいですよということだから、本気になるところもあるけれど、そうでなくとも許されるようなことが生じてしまう。

児童相談所や本庁が主催して、市町村担当職員への研修を行っているが、その内容は、市町村の現状によって変わってくる。来年度は大体年5回ぐらいの全体研修を考えている。職員も変わるし何年かにわたって続けてフォローしていく必要があるので、当面は同じ内容のものを毎年続けるという形で研修をする必要があると判断している。去年は3回やった。

ハード面についていえば、相談をするという体制がまだきちんとできていない。家庭児童相談室を設けていても、市役所の中を間仕切りしている状態で、きちんとしたプライバシーが保障されないようなところもあるし、他の機関の部屋を借りて対応しているようなところもある。家庭児童相談室でさえプライバシーの尊重、個室原則、人員配置がきちんとできていないのだから、町村部でどうなっているのか心配だ。やはり、相談活動をするというのであれば、それに見合うだけの一定の予算を出さないと無理だろう。しかし、こうした点での努力は市町村に任されている。国や都道府県が責任を持って財源の保障をしなければ、市町村には財政力など

でも格差があるのであるのだから、自治体によって体制に差が出てきてしまうだろう。市町村に「やれやれ」というばかりでなく、きちんと保障をしないといけない。

初めて相談援助職に就く人も、ハード面も含めてきちんとした体制の中で業務に従事するのであれば、未経験であっても「自分がやっていかないと」という自覚ができるだろうし、未熟だと思えば研修などにも積極的に参加していこうと思うようになる。

14) 才村 純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

プラスに変化した市町村もあれば、かえって後退した市町村もある。国の方でガイドラインが示されたが、それを担保するためにも組織体制についてのモデル、さらにはそれを実現するための財政的な支援が必要である。それがなければ結局は絵に描いた餅になってしまう。

また、市町村は、児童福祉以外にも、支援費制度や介護保険制度の関係でひっくりかえっており、なかなか児童福祉に手がまわらないという実態がある。したがって、やはり必要な財源、人的措置を講じる必要がある。そうしないと実際にまわらない。そこが課題である。

15) 木村百合（大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者）

おおむねプラスだと思う。市も児童相談をしないといけない、体制を作らなくてはならないということになったためである。市で対応すべき担当者が決まれば児童相談への市の役割ができるようになっている。

16) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

教育との連携という視点では、問題を投げかけたという形になったのではないか。プラスかマイナスかはわからない。逆に言うと、当初の市町村の相談窓口研修のなかで、「一義的窓口」という話があったとき、その窓口を定めたらそこに学校が丸投げするのではないかと危惧されるむきもあった。これまで実績があったとしても、全部お願ひすればいいんですねということになりはしないか。波紋を投げかけて、どんな形に落ち着くのか。

市にとってみると、この法改正で、人の問題と体制の編成と財政的なことがからんで、非常にしんどい思いをしている。そうした状況でも、法改正以前から重ねてきた実績を形にしていく良い機会と思ってくれているところもある。この点の評価に関してもう少し先にならないとわからないのではないだろうか。

滋賀県で障害児の取り組みの質が上がったのは、大津市が独自に「大津方式」という健診体制などの取り組みを進めたことにあります。結果として周りに影響を与えてきた。行政というのはいい取り組みが周りにあると参考にするので、ここ5～10年くらいで特徴的な市や町の取り組みがでて、それが周りに波及していくということを期待したい。足並みが全然そろっていないからこそ余計に面白いのだと思う。後から作るところは先例よりいい体制を考えるだろう。

市町村レベルでの児童相談体制を考えるとき、ネットワークは機能しだすとかなり有効であ

る。機能するか否かは、結局はコーディネートの問題だと思う。わりと有効に動いているところは、家庭相談員や児童相談所、福祉で長い経験をもつ人や保健師でそれなりに経験をもった人たちが会議の進行やカンファレンスで重要な役割をはたしている。

小さい子どもの場合には保健サイドの動きが要になると思っている。保健師は、同じところに長い人が多く、形は違えど障害児に対応と共通の部分がある。そういう意味では個別の事例を扱うところ（三段階で言えば一番現場に近いところ）は、滋賀県ではわりと機能していると思う。この家族の変化のためにできることはなんだろうということを考えながらみんな集まってくれている。

17) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

体制整備によって、よい方向に向かうと考えられる。市町村が体制を整える意識をしっかりと必要を感じる。従来より「家庭児童相談室」を設置し、対応してきた自治体は、実績もあり、人材も充実（ベテランが多い）していると考えられる。

18) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

やはり、法律の変化によって行政機関はいやおうなしに変化するので、その変化する中身をきちんと考ざるを得ない。過渡期というのは考ざるを得ない状況であって、考えるところが増えているのはいいことだと思う。

19) 阪本博寿（清心寮・児童福祉施設関係者）

施設と市（堺市）ではショートステイ事業で契約をしているが、余り変化はみられない。

20) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

特に変化は感じていない。地元の町の動きを見ても、特に変化には気がついていない。市町村が相談窓口になったことで、相談に来るのかどうか疑問である。特に町村は、学校や地域との関係が近いところで、ソーシャルワークが思うように機能できるかどうか危惧している。イギリスのバーミンガムでは地域を4つに分けて、それぞれの地域に専門職で構成される4チームを配属し、担当制で相談があれば、その対応を即決できるようなシステムを作っている。その目的は家庭崩壊を防ぐことである。日本の相談体制は時間がかかることと変革がなかなか進まないことが課題としてあり、それを考えると、変化が現れるのも時間がかかるのでは、と感じている。

21) 喜多一憲（名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

要保護児童対策地域協議会の設置について、子ども子育て応援プランにおいても平成21年度までに全市町村で設置する目標であるので、いずれ実施していくとは思う。国の全体的な面の